

京都市地域防災計画の主な修正案について

(字句修正や時点修正等の軽微な修正を除く)

※ 修正内容の詳細については、下記の表内の資料ページ及び京都市地域防災計画修正ページを御確認ください。

1 災害対策基本法の一部改正(令和3年5月20日施行)に伴う修正

(1) 避難勧告・避難指示の一本化

(震災対策編, 一般災害対策編, 事故対策編)

災害対策基本法の改正により、警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が一本化され、警戒レベル4で安全に避難できない場合に緊急的に安全確保を促す警戒レベル5「緊急安全確保」が新たに位置付けられたため、避難情報の名称等に関する修正を行う。

修正例 (一般災害対策編 第2章 第3部 第4節)	
現行	修正案
1 総合的な広報体制の整備 災害発生後における災害情報や生活関連情報、救援活動情報等の一般情報、大火災発生等による <u>避難勧告</u> 、 <u>避難指示(緊急)</u> 、(以下本章において「 <u>避難勧告等</u> 」という)など、市民の生命にかかわる情報を迅速、的確に広報する。	1 総合的な広報体制の整備 災害発生後における災害情報や生活関連情報、救援活動情報等の一般情報、大火災発生等による <u>(削除)避難指示</u> 、 <u>緊急安全確保</u> (以下本章において「 <u>避難情報</u> 」という)など、市民の生命にかかわる情報を迅速、的確に広報する。
資料ページ	京都市地域防災計画修正ページ
【防1-2】(震災対策編) 1, 11, 12, 13, 17, 25, 26, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34	(震災対策編) 6, 126, 130, 148, 203, 205, 218, 222, 235, 236, 237, 238, 239, 242, 245
【防1-3】(一般災害対策編) 1, 13, 14, 16, 17, 19, 20, 21, 22, 25, 26, 29, 30, 31	(一般災害対策編) 6, 61, 74, 76, 87, 91, 93, 104, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 113, 116
【防1-4】(事故対策編) 1, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14	(事故対策編) 6, 23, 26, 29, 32, 35, 44, 45, 48, 51, 52, 55, 58, 59, 62, 64, 66, 72, 74, 75, 77, 78, 82

(2) 個別避難計画の作成

(震災対策編)

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務と位置づけられたため、避難行動要支援者への対応は、名簿作成に加えて、避難行動要支援者名簿に掲載された方を対象に個別避難計画の作成を進めることを追記する。

修正例 (震災対策編 第2章 第3部 第22節)	
現行	修正案
<p>(1) 「避難行動要支援者名簿」<u>(追記)</u>の作成(保健福祉局保健福祉総務課)</p> <p>保健福祉局保健福祉総務課は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者のリスト(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成し、区役所等関係機関に提供する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(1) 「避難行動要支援者名簿」・<u>「個別避難計画」</u>の作成(保健福祉局保健福祉総務課)</p> <p>保健福祉局保健福祉総務課は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者のリスト(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成し、区役所等関係機関に提供する。</p> <p><u>また、避難行動要支援者名簿に掲載された方を対象に個別避難計画の作成を進める。</u></p>
資料ページ	京都市地域防災計画修正ページ
【防1-2】(震災対策編) 22, 23	(震災対策編) 171

2 災害救助法の一部改正(令和3年5月20日施行)に伴う修正

(震災対策編, 一般災害対策編)

災害救助法の一部改正により、これまで適用できなかった災害発生前の災害救助法の適用を可能とし、都道府県や救助実施市町村が避難所の供与を実施できることとされたため、同法の適用要件の変更に関する修正を行う。

修正例 (震災対策編 第3章 第23節)	
現行	修正案
<p>第23節 災害救助法の適用</p> <p>■ 基本方針</p> <p>本部長は、京都市内における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合<u>(追記)</u>は、<u>(追記)</u>同法の適用を決定し、必要な救助を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第23節 災害救助法の適用</p> <p>■ 基本方針</p> <p>本部長は、京都市内における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合、<u>若しくは、災害が発生するおそれがある段階において国が災害対策本部を設置し、「被災するおそれがある都道府県」として京都府が告示され、京都市において早期避難の実施等の必要がある場合、</u>同法の適用を決定し、必要な救助を実施する。</p>
資料ページ	京都市地域防災計画修正ページ
【防1-2】(震災対策編) 40, 41, 42	(震災対策編) 336, 338
【防1-3】(一般災害対策編) 34, 35, 36	(一般災害対策編) 204, 206

3 原子力災害対策特別措置法の一部改正（令和3年5月20日施行）に伴う修正 （原子力災害対策編）

原子力災害対策特別措置法の一部改正により「避難勧告」と「避難指示」が一本化されたため、避難情報の名称等に関する修正を行う。

修正例 (原子力災害対策編 第2章 第6節)	
現行	修正案
6. 5. 2 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、屋内退避又は <u>避難の勧告又は指示を行う</u> 際に、国又は京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。	6. 5. 2 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、屋内退避又は <u>避難の指示等を行う</u> 際に、国又は京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
資料ページ	京都市地域防災計画修正ページ
【防1-5】（原子力災害対策編） 2, 4, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 26	（原子力災害対策編） 25, 44, 53, 56, 57, 58, 59, 60, 62, 63, 64, 67, 68, 75, 77
【防1-8】（原子力災害避難計画） 2, 3, 4, 5	（原子力災害対策編） 113, 114, 115, 116

4 計画の策定や各機関の事業内容の変更に伴う修正

(1) 気象庁「キキクル（危険度分布）」の運用

（一般災害対策編）

土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度の高まりを面的に確認できる「キキクル（危険度分布）」の運用が開始されたため、気象庁が提供する防災気象情報の変更に関する修正を行う。

修正例 (一般災害対策編 第2章 第2節)	
現行	修正案
7 土砂災害警戒情報、 <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> 、 <u>土砂災害危険度レベル情報</u>	7 土砂災害警戒情報、 <u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u> 、 <u>（削除）</u>
資料ページ	京都市地域防災計画修正ページ
【防1-3】（一般災害対策編） 8, 9	（一般災害対策編） 41

(2) 京都市多機関連携型タイムライン策定

（一般災害対策編）

風水害時に迅速な連携が必要となる国や京都府、ライフライン事業者等の機関ごとの防災行動や情報の受発信を整理した「京都市多機関連携型タイムライン」を策定したため、同ガイドラインを活用した連携について追記する。

修正例		(一般災害対策編 第3章 第1節)
現行	修正案	
第1節 災害対策活動体制の整備 ■ 基本方針 台風や集中豪雨による風水害や雪害は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができるため、被害を最小限とするようあらかじめ体制を整え、警戒に当たることが重要である。 (略) <u>(追記)</u>	第1節 災害対策活動体制の整備 ■ 基本方針 台風や集中豪雨による風水害や雪害は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができるため、被害を最小限とするようあらかじめ体制を整え、警戒に当たることが重要である。 (略) <u>また、風水害時に迅速な連携が必要となる国や京都府、ライフライン事業者等の重要な関係機関と京都市多機関連携型タイムライン等を活用し連携を図る。</u>	
資料ページ	京都市地域防災計画修正ページ	
【防1-3】(一般災害対策編) 15	(一般災害対策編) 69	

(3) 京都市総合防災訓練の実施形態の変更

(震災対策編)

京都市総合防災訓練の基本方針を見直したため、同方針に関する修正を行う。

修正例		(震災対策編 第2章 第1節)
現行	修正案	
1-2 <u>防災行動力</u> の向上 ■ 基本方針 <u>震災</u> による被害の発生は京都市域にとどまらないことから、京都府内において大規模な地震が発生した場合を想定し、 <u>京都府、京都府警察等と連携し、市民、防災・ライフライン関係機関の参加の下、総合的な避難、消火、救出・救護、ライフライン復旧訓練等を実施する。</u> <u>また、市民や自主防災組織等との連携強化のための訓練、勤務時間外に地震が発生したという想定の下での非常参集訓練、さらに、区レベルでは震災初期における避難や救出・救護、避難所の開設・運営等の訓練を区内の自主防災組織、事業所等の参加の下実施する。</u>	1-2 <u>災害対応力</u> の向上 ■ 基本方針 <u>災害</u> による被害の発生は京都市域にとどまらないことから、京都府内において大規模災害が発生した場合を想定し、 <u>京都市関係部局、防災関係機関(京都府、京都府警察本部、自衛隊、医療・ライフライン関係機関等)との連携による災害対応力の向上を目的とした訓練を実施する。</u>	
資料ページ	京都市地域防災計画修正ページ	
【防1-2】(震災対策編) 7,8	(震災対策編) 109	

(4) 京都市防災ポータルサイトのリニューアル

(震災対策編，一般災害対策編，原子力災害対策編)

京都市防災ポータルサイト「京都市危機管理情報館」をリニューアルしたため，同サイトの名称等に関する修正を行う。

修正例		(震災対策編 第3章 第1節)	
現行		修正案	
1. 2 初期活動体制を整える		1. 2 初期活動体制を整える	
1.2.1 地震情報を収集する(各部，区本部) 各部等は，地震発生の直後から， <u>京都市防災危機管理情報館</u> ，防災情報システム，インターネット，テレビ，ラジオ等により地震情報を入手する。		1.2.1 地震情報を収集する(各部，区本部) 各部等は，地震発生の直後から， <u>京都市防災ポータルサイト</u> ，防災情報システム，インターネット，テレビ，ラジオ等により地震情報を入手する。	
資料ページ		京都市地域防災計画修正ページ	
【防1-2】(震災対策編) 27, 28, 31		(震災対策編) 225, 227, 237	
【防1-3】(一般災害対策編) 5, 14, 17, 18, 26		(一般災害対策編) 32, 61, 92, 94, 96, 108	
【防1-5】(原子力災害対策編) 23		(原子力災害対策編) 74	